

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百七十六号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和五年九月二十五日

厚生労働大臣 武見 敬三

改正後	一〇四十七 (略) 四十八 エプコリタマブ及びその製剤 四十九〇百九十九 (略) 二百 ペルツズマブ・トラスツズマブ・ボルヒアルロニダーゼ ルファ配合剤 二百一〇二百五十 (略)
改正前	一〇四十七 (略) (新設) 四十八〇百九十八 (略) (新設) 百九十九〇二百四十八 (略)

(傍線部分は改正部分)